

陸上自衛隊達第35—4号

自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号）第356条の規定に基づき、陸上自衛隊犯罪捜査服務細則（昭和38年陸上自衛隊達第35—4号）の全部を改正する。

昭和48年3月22日

陸上幕僚長 陸将 曲 壽郎

陸上自衛隊犯罪捜査服務細則

改正 昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号 昭和54年11月30日陸上自衛隊達第35—4—1号
昭和60年12月21日陸上自衛隊達第35—4—2号 平成4年9月11日陸上自衛隊達第35—4—3号
平成13年3月30日陸上自衛隊達第35—4—4号 平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号
平成23年12月27日陸上自衛隊達第35—4—5号 平成27年7月24日陸上自衛隊達第35—4—6号
平成27年9月30日陸上自衛隊達第35—4—7号 平成28年7月28日陸上自衛隊達第35—4—8号
令和2年3月27日陸上自衛隊達第35—4—9号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防衛大臣の指揮及び承認等（第3条—第5条）
- 第3章 警務隊長以下の捜査指揮（第6条—第7条）
- 第4章 報告等（第8条—第11条）
- 第5章 刑事情報（第12条—第14条）
- 第6章 初動捜査体制（第15条—第17条）
- 第7章 捜査書類及び簿冊（第18条・第19条）

附則

- 別紙第1 警務隊長の指揮事項
- 別紙第2 事件報告

第1章 総 則

（目的）

第1条 この達は、自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号。以下「規則」という。）の実施に関し、必要な細部の事項を定めることを目的とする。

（各級部隊及び各隊長）

第2条 規則第2条第8号の規定による陸上自衛隊の警務隊の各級部隊は、警務隊、中央警務隊、方面警務隊、地区警務隊、警務派遣隊並びに国際平和協力業務、在外邦人の保護及び在外邦人等の輸送業務の実施のため派遣される警務部隊とする。

2 前項に規定する各級部隊の長を「各隊長」という。

第2章 防衛大臣の指揮及び承認等

（指揮を受けるための報告）

第3条 警務隊長は、規則第22条第1項に定める犯罪の発生を認知したときは、速やかに、次に掲げる事項を陸上幕僚長に報告するものとする。（警定第9号）

- (1) 捜査の端緒
- (2) 被疑事実の概要（発生日時、場所、関係者、被害の程度等）
- (3) 指揮を受けようとする事項
- (4) その他参考事項

2 捜査の着手後においては、その捜査の進ちょく状況及び参考事項を逐次報告するものとする。

（承認捜査等のための報告）

第4条 警務隊長は、規則第44条及び第45条に定める防衛大臣の承認を要する捜査及び逮捕に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を陸上幕僚長に報告するものとする。ただし、規則第45条第1項ただし書の規定により現行犯人を逮捕し、又は緊急逮捕を行った場合は、逮捕後速やかに報告するものとする。（警定第10号）

- (1) 事件名
- (2) 捜査の端緒
- (3) 被疑事実の概要（発生日時、場所、関係者、被害の程度等）
- (4) 承認を必要とする理由
- (5) その他参考事項

2 前項により承認を受けて捜査又は逮捕を行ったときは、その結果を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。

（統一捜査の報告）

第5条 警務隊長は、規則第99条第1項により捜査を統一して行う必要があると認めるときは次に掲げる事項を陸上幕僚長に報告するものとする。（警定第8号）

- (1) 事件名
- (2) 捜査の端緒
- (3) 被疑事実の概要（発生日時、場所、関係者、被害の程度等）
- (4) 捜査の統一を必要とする理由
- (5) その他参考事項

第3章 警務隊長以下の捜査指揮

（警務隊長の指揮犯罪）

第6条 警務隊長は、次に掲げる犯罪について別紙第1に掲げる事項を直接指揮するものとする。

- (1) 自衛隊の規律維持又は秘密保持上重要な犯罪で警務隊長が定めるもの
- (2) 前号のほか、陸上幕僚長がその都度指示する犯罪及び警務隊長が特に指揮犯罪とすることを必要と認めた犯罪

（現地捜査本部の設置等）

第6条の2 警務隊長は、前条の指揮犯罪が発生した場合において、特に捜査を強力に推進する必要があると認めるときは、現地捜査本部を開設するものとする。

2 前項の規定により開設された現地捜査本部には警務隊長が指名する現地捜査本部長を置くものとする。

3 現地捜査本部の編成その他現地捜査本部に関し必要な事項は、その都度、警務隊長が指示するものとする。

4 現地捜査本部長は、当該事件の捜査について当該現地捜査本部員を指揮し、捜査の責めに任ずる。

5 警務隊長は、第1項の規定により現地捜査本部を開設した場合において、当該現地捜査本部を開設しておく必要がなくなったときは、解散を命ずるものとする。

第6条の3 削除

(方面警務隊長の指揮犯罪及び現地捜査本部の開設等)

第7条 方面警務隊長が直接指揮すべき犯罪及び事項、並びに現地捜査本部の開設等については、警務隊長の定めるところによる。

第4章 報告等

(報告事件)

第8条 警務隊長は、次に掲げる犯罪を認知したときは、速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。(警定第6号)

- (1) 新聞、その他の報道機関による報道が予想される犯罪(本条第18号に掲げる交通犯以外の交通犯を除く。)
- (2) 幹部自衛官又は行政職(一)2級以上若しくはこれに相当する事務官等による犯罪(本条第18号に規定する交通犯以外の交通犯を除く。)
- (3) 外国人に関する犯罪(本条第18号に規定する交通犯以外の交通犯を除く。)
- (4) 多数共同又は部外者の教唆・助成共同による犯罪
- (5) 同時に多数の重傷者が発生した犯罪
- (6) 捜査について防衛大臣の承認を要する犯罪
- (7) 自衛隊法(昭和29年法律165号)第9章に掲げる犯罪(同法第118条第1項第1号については、秘密文書の盗取等により漏えいするおそれのある場合を含む。)
- (8) 警備・公安に関する犯罪
- (9) 武器(火薬式コンクリートピン打機を含む。)、弾薬、火薬又は化学火工品に関する犯罪
- (10) 訓練、その他の職務遂行中における過失犯罪(本条第18号に規定する交通犯以外の交通犯を除く。)
- (11) 殺人、放火、強盗、強制性交等及び重大な傷害(傷害の程度が重いものだけでなく、刃物等の凶器を使用した手段の悪質なものも含む。)等の凶悪な犯罪
- (12) 部外者に対する窃盗及び詐欺
- (13) 特別勤務者の職務に関する犯罪
- (14) 選挙に関する犯罪
- (15) 経理及び調達に関する犯罪
- (16) 航空機に関する犯罪
- (17) 火災に関する犯罪

(18) 死者を出し、又は紛争が予想される交通犯（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路における交通事故及び交通法令違反の罪をいう。）

(19) その他、対外的に大きな影響を及ぼすことが予想される犯罪等で、警務隊長が報告することを必要と認めた犯罪

2 前項に規定する報告は、別紙第2に掲げる項目に従い、文書又は電話をもって行うものとする。ただし、方面警務隊長が警務隊長に対し庁内施行等により報告するものについては、陸上幕僚監部警務管理官を通報先とすることにより、これに代えることができる。

3 前項の規定により報告した事件については、じ後捜査の経過及び参考事項を逐次報告するものとする。

（特別通知）

第9条 前条第1項に掲げる犯罪のうち、その態様が特異重大であるか、又は全国的に報道されるおそれがあり、社会的影響が大きいと認められるものについては、中央警務隊長及び方面警務隊長は、それぞれ警務隊長に、地区警務隊長は方面警務隊長に報告するとともに陸上幕僚監部警務管理官に速やかに通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、電報、電話その他最も迅速な方法により行うものとする。

（航空事故に関する照会）

第10条 航空機に関する犯罪の捜査の実施に当たっては、要すれば航空事故調査委員会（航空事故調査及び報告等に関する達（陸上自衛隊達第99—5号（30.5.26））第4条に定めるものをいう。以下「委員会」という。）の技術的な支援を受けるとともに委員会から事故調査に必要とする関係資料等の提供を求められた場合は、捜査に支障のない範囲で協力するものとする。

2 捜査事項の照会は、次の各号によるものとする。

(1) 照会先は、陸上幕僚長（装備計画部長気付）又は航空事故調査及び報告等に関する達（陸上自衛隊達第99—5号（30.5.26））第6条に定める航空機事故調査委員長とする。

(2) 照会者は、捜査を担当した各隊長（警務隊長を除く。）とし、警務隊長を経由して行うものとする。

(3) 照会事項は、努めて具体的に記載するものとする。

（部隊等に対する通知）

第11条 各隊長は、捜査に支障がない限り捜査の着手に当たっては、速やかにその旨を、また、捜査の着手後は、努めて事件の概要その他必要な事項を関係部隊等の長に通知するものとする。

第5章 刑事情報

（定義）

第12条 この達において刑事情報とは、次に掲げる刑事情報資料を処理したものをいう。

(1) 捜査の端緒となりうる事象

(2) 犯罪を誘発し又はその原因とする事象

(3) 犯罪に移行するおそれのある事象

(刑事情報資料の収集)

第13条 各隊長は、適切な資料源の開拓に努めるとともに、絶えず部内外の諸事象を観察し、時宜に適した収集項目を示して計画的かつ組織的に収集が行われるよう指導しなければならない。この場合において、関係部隊等及び部外機関との連携について留意するものとする。

(報告)

第14条 警務隊長は、刑事情報のうち規則第22条第1項各号及び本則第9条に掲げる犯罪に関するものについては、速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。

(警定第7号)

第6章 初動捜査体制

(初動捜査体制の整備)

第15条 各隊長(警務隊長を除く。以下本条中同じ。)は、第8条第1項に掲げる重要事件発生時の初動捜査を迅速かつ的確に実施するため、所属する警務官等(警務官及び警務官補をいう。以下同じ。)の居住状況及び勢力等を考慮し、報告、連絡手段、非常呼集、現場における処理要領、隣接する各隊長との相互支援及び関係警察機関との連絡について計画し、平素から初動捜査体制を整備しておくものとする。

2 各隊長は、初動捜査の実施について、必要があるときは、関係部隊等の長に対し、人員、車両、宿泊、給食、資器材等の支援を要請することができる。

3 前項の要請を受けた部隊等の長は、必要な援助を行うものとする。

(緊急配備)

第16条 緊急配備は、犯罪の態様、発令までの時間の経過、逃走手段等を考慮し、交通上の要所又は逃走、立回りが予想される地点若しくは地域に警務官等を配置し、張込、捜索、巡察等により行うものとする。

(緊急配備計画)

第17条 規則第123条に定める緊急配備計画を作成する部隊は、中央警務隊、方面警務隊及び地区警務隊とする。

2 緊急配備計画の作成に当たっては、交通上及び地理上の状況、自隊の配備能力その他の諸条件を考慮するとともに関係部隊等及び関係警察機関との協力態勢の確立に留意し、効率的かつ実行可能なものとしなければならない。

第7章 捜査書類及び簿冊

(写の作成保存)

第18条 規則第330条に定める「写」の作成及び保存については、次の各号に掲げる期間を基準として行うものとする。

(1) 警務隊長又は方面警務隊長が直接指揮した事件 10年

(2) 否認事件その他の公訴維持・部内処分等について紛争が予想される事件 10年

(3) 隊員以外の者が直接関係した事件 10年

(4) 業務上過失致死(傷)及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)違反事件 10年

(5) 窃盗事件 10年

- (6) 強制捜査事件 3年
- (7) 告訴・告発事件 3年
- (8) 承認事件 3年

2 前項以外の「写」の作成及び保存については、警務隊長の定めるところによる。
(簿冊の記載要領及び保存)

第19条 規則第333条第1項に定める簿冊の記載要領及び保存期間並びに規則第323条に定める未検挙事件記録の保存期間については、それぞれ警務隊長の定めるところによる。

附 則

この達は、昭和48年3月27日から施行する。

附 則 (昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和54年11月30日陸上自衛隊達第35—4—1号)

この達は、55年1月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月21日陸上自衛隊達第35—4—2号)

この達は、昭和60年12月21日から施行する。

附 則 (平成4年9月11日陸上自衛隊達第35—4—3号)

この達は、平成4年9月11日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日陸上自衛隊達第35—4—4号)

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日陸上自衛隊達第35—4—5号)

この達は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月24日陸上自衛隊達第35—4—6号)

この達は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日陸上自衛隊達第35—4—7号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月28日陸上自衛隊達第35—4—8号)

この達は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日陸上自衛隊達第35—4—9号)

この達は、令和2年4月1日から施行する。

警務隊長の指揮事項

- (1) 捜査の着手又は他の捜査機関との間の事件の引継ぎ
- (2) 捜査方針の樹立又は変更に関する重要事項
- (3) 各種令状請求
- (4) 逮捕した被疑者の身柄の処置
- (5) 事件の送致、送付
- (6) 検察官又は他の捜査機関との捜査に関する連絡又は協力
- (7) その他捜査につき指揮を要すると認められる事項

陸上幕僚長	殿	警本第	号
		警務隊長	
	事	件	報 告
1	件 名		
2	認知の状況		
3	発生日時		
4	発生場所		
5	関係者		
	(1)		
	(2)		
6	被害の程度		
7	原因、動機		
8	概 要		
9	補足事項		
10	部内外への影響		
11	処 置		
	(1) 部隊等		
	(2) 警務隊		
	(3) 警察署		
12	調整の状況		
13	事案処理の見通し		
14	意見及び問題点		
15	参考事項		